

京都市上下水道局契約審議委員会の設置に関する要綱

平成 14 年 3 月 27 日制定

平成 15 年 3 月 28 日改正

平成 16 年 4 月 1 日改正

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

(設置)

第 1 条 京都市上下水道局において随意契約の方法により締結する契約について、契約手続の公正性、客観性を確保することを目的として、その適否を検討するため、京都市上下水道局契約審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約（京都市上下水道局競争入札等運用委員会の審議対象となる契約を除く。以下「対象調達契約」という。）のうち、随意契約によろうとするものについて、事前に、その適否を審議するものとする。

2 前項の審議の結果、随意契約によることが不適当と認められた対象調達契約は、その判断の内容に従って契約の締結方法を採用するものとする。

(構成)

第 3 条 委員会は、管理者、次長、技術長、総務部長、技術監理室長、水道部長及び下水道部長をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は管理者とし、副委員長は次長及び技術長とする。

3 委員長は、委員会の事務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、前任の副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、審議に当たっては、契約会計課に対象調達契約を依頼する課等の長又は当該課等の長が指定する職員の出席を求め、随意契約によるべき理由について説明を受けるものとする。
- 6 委員会は、前項の場合のほか、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、上下水道局総務部契約会計課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成14年3月27日決定)

この要綱は、平成14年4月1日から実施し、同日以後に行われる契約の申込みの誘因に係る契約について適用する。

附 則 (平成15年3月28日決定)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日決定)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日決定)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日決定)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。